

保護者のみなさまへ

児童手当での児童クラブ保育料の納付について

ふじみ野市子育て支援課

児童手当は、児童手当法第21条 ^{第1項}_{第2項}の規定に基づき、保護者からの申し出により未納となっている児童クラブ保育料の納付に充てることができます。

児童手当からの天引きになりますので、是非この制度を活用し、納付に御協力いただきますようお願いいたします。

児童クラブ保育料が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方

裏面の「児童手当に係る学校給食費等（保育料）の徴収等に関する申出書」に①提出日、②住所、③保護者（児童手当受給者）氏名、④児童氏名、⑤児童クラブ名を御記入いただき、各放課後児童クラブ又は運営する法人事務所へ入室申請書類と併せて提出してください。

- ※ 兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。
- ※ 児童手当の額は、扶養しているこどもの人数や保護者の所得金額により変更になる場合があります。
- ※ 児童手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

【 問い合わせ先 】

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
ふじみ野市こども・元気健康部
子育て支援課子育て支援係
電話 049-262-9033

児童手当に係る学校給食費等（保育料）の徴収等に関する申出書

ふじみ野市長 高 畑 博 宛て

私は、児童手当法第21条^{第1項}_{第2項}の規定に基づき、ふじみ野市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、当該年度の保育料の納付が完了するまでの間、児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用
放課後児童クラブ保育料未納分

年 月 日

住 所

ふじみ野市

氏 名

㊞

※保護者（児童手当受給者）氏名

児 童 の 氏 名

児 童 の 氏 名

児 童 の 氏 名

（ 放課後児童クラブ）